



東京高裁総第 40 号

令和 5 年 1 月 16 日

山 中 理 司 様

東京高等裁判所長官 中 村 慎



司法行政文書不開示通知書

令和 4 年 10 月 12 日付けで申出がありました別添司法行政文書の開示について、  
下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
別添申出書写しに記載された文書
- 2 開示しないこととした理由  
1 の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話 03 (3581) 1332 (ダイヤルイン)

# 司法行政文書開示請求書

令和4年10月12日

東京高等裁判所事務局総務課

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

## 1 司法行政文書の名称等

以下の文書の最新版

- (1) 知財高裁調査官の事件関与における留意点が書いてある文書
- (2) 知財高裁陪席裁判官の執務上の留意点が書いてある文書

## 2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

機密性2

